

# 農業実験実習講習会 実施要領

公益財団法人 全国学校農場協会

規定制定 昭和 57 年 7 月

改 定 平成 21 年 12 月

## I. 基本方針

### 1. 会場の選定条件

- 1) 農業系大学（4年制）・理工系大学（4年制）・農業の試験場・研究所。
- 2) 民間（法人・大企業）の研究機関。
- 3) 高等学校は、会場として不適当である。

### 2. 講師の選定条件

- 1) 大学（4年制）の教授、助教授、同格の講師。
- 2) 試験場、研究所又は研究機関の、主任研究員以上の講師。
- 3) 短期大学の教授、同格の講師。

※ 特殊な科目の場合は、会場・講師共にその業界で権威あるものとする。

## II. 実施計画案の提出について

全国理事会の審議資料として実施計画案を、本会から送付した用紙に記載して、指定された期日までに提出する。

## III. 実施計画書・予算書の提出について

文部科学大臣提出資料として、全国理事会で審議した結果を踏まえ、実施計画書・予算書を、本会から送付した用紙に記載して、指定された期日までに提出する。

## IV. 実施報告・決算書の提出について

文部科学大臣提出資料として、各地区の受講修了者名簿も含め、実施報告・決算書を、本会から送付した用紙に記載して、指定された期日までに提出する。

## V. 研究集録の原稿提出について

文部科学大臣提出資料として、研究集録の講習会に関する原稿を、本会から送付した用紙に記載して、指定された期日までに提出する。

## VI. 教員免許状更新講習

受講者はこの講習会を 5 日間履修することを原則とする。

※ 文部省、文部大臣と記載されていた部分を平成 13 年 1 月の省庁改正により、文部科学省、文部科学大臣と改めた。